Ⅱ　事業

| 項目 | ガイドライン | 確認事項 |
| --- | --- | --- |
| １　事業一般 | Ｐ４０～４１ | ●　定款に定めている事業が実施されているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　●　定款に定めていない事業が実施されていないか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　 |
| Ｐ４１～４２ | ●　社会福祉事業及び公益事業を行うに当たり、日常生活若しくは社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　【実施している事業】●　地域住民に対し、当該取組に関する積極的な情報発信を行っているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　 |
| ２　社会福祉事業 | Ｐ４２～４３ | ●　社会福祉事業は、当該法人の事業のうち主たる地位（５０％超）を占めているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　●　社会福祉事業で得た収入を、法令・通知上認められていない使途に充てていないか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　 |
| Ｐ４３～４５ | ●　社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　 |
| ３　公益事業 ※公益事業を実施している場合のみ回答 | Ｐ４５～４７ | ●　公益事業は、社会福祉と関係があり、また、公益性があるものであるか。[ ] ある　　　　　[ ] ない　　　　　●　公益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　●　公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　 |
| ４　収益事業※収益事業を実施している場合のみ回答 | Ｐ４７～４８ | ●　社会福祉事業又は政令で定める公益事業の経営に、収益事業の収益が充てられているか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　●　収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　 |
| Ｐ４８～４９ | ●　収益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。[ ] いる　　　　　[ ] いない　　　　　●　収益事業は、法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの又は投機的なものでないか。[ ] ある　　　　　[ ] ない　　　　　　●　当該収益事業を行うことにより当該法人の社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあるものでないか。[ ] ある　　　　　[ ] ない　　　　　　 |